

会社経営努力分の算定について

【位置付け】

- 会社の経営努力によるものと認められる部分の額の算定について、運用を定めるもの。
- よって、会社の経営努力によるものと認められた部分の5割に相当する額を助成金として会社へ交付するという協定のスキームに変更はない。

【考え方のポイント】

コスト縮減額が全てが会社の特段の努力によるものではない場合もあるのではないかな？

①コスト縮減額と会社経営努力分の関係

【課題】コスト縮減額（N）と会社経営努力分（A）は必ずしも正比例しないのではないかな？

【対応】コスト縮減額Nに応じて会社経営努力分が徐々に低減する関数F（N）を導入

②認定基準別の会社の貢献度

【課題】協議案件及び早期供用案件は、他者の協力などが必要ではないかな？

【対応】認定基準の内容別に会社の貢献度に応じた係数aをコスト縮減額Nに乗じる

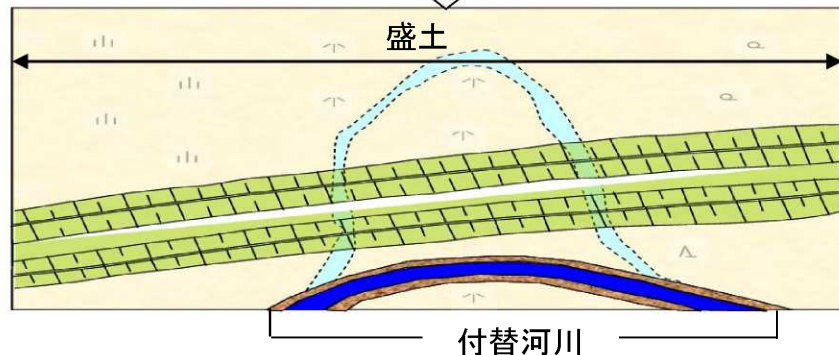
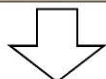
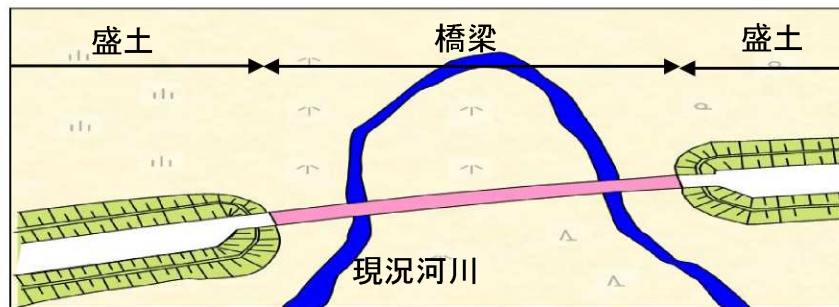
算定式（案） コスト縮減額をNとすると
会社経営努力分 $A = F(N) * a$

①コスト縮減額（N）と会社経営努力（A）との関係

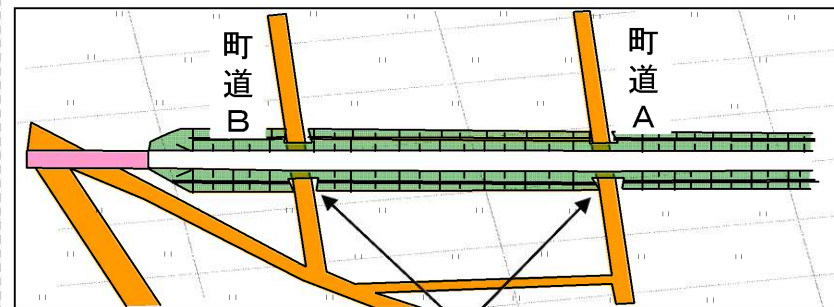
【事例】

コスト縮減額が100倍違う場合、会社の経営努力も100倍違うのか？

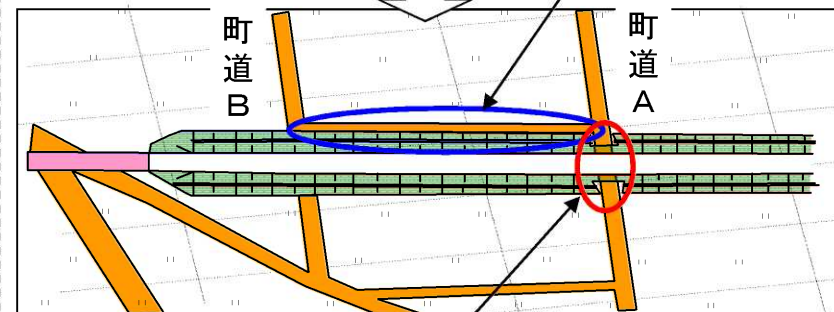
- 内容: 協議で河川を付け替えることにより、橋梁から盛土へ変更
- 縮減額: 20億円(中部横断道(吉原～富沢)、近畿道(四日市～四日市北)等)



- 内容: 交差道路の集約による交差構造物の削減による事業費の減
- 縮減額: 2,000万円(常磐道(山本～亘理)横横道(佐原～馬堀海岸)等)



交差構造物 2箇所
側道の整備



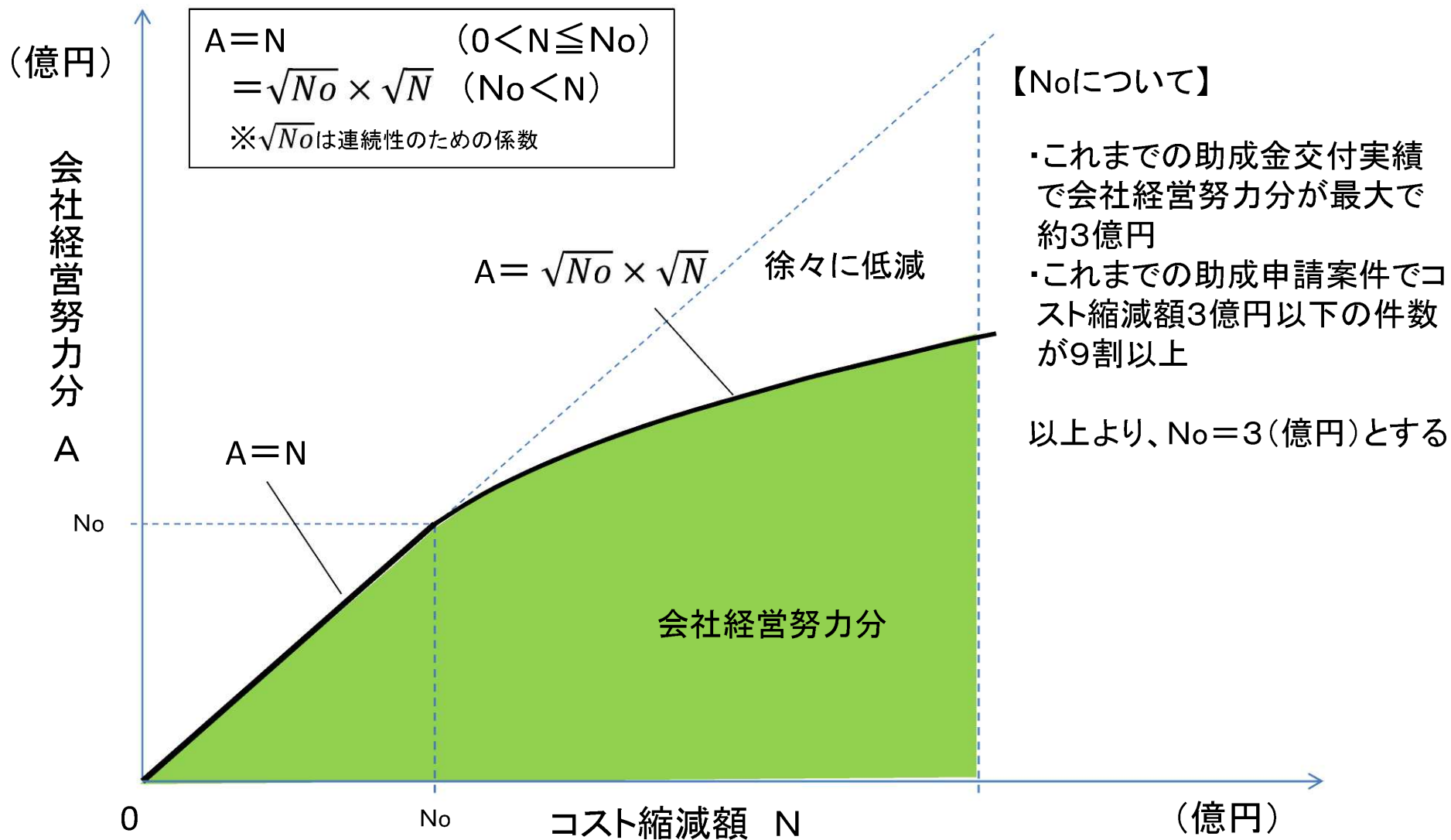
交差構造物を1箇所に集約

〔運用見直し〕

- ・コスト縮減額(N)に応じて会社経営努力分(A)が徐々に低減することを考えた。
- ・会社経営努力分 $A = F(N)$

※ F(N)は、コスト縮減額Nを変数とする関数

コスト縮減額（N）と会社経営努力（A）との関係 [運用イメージ]

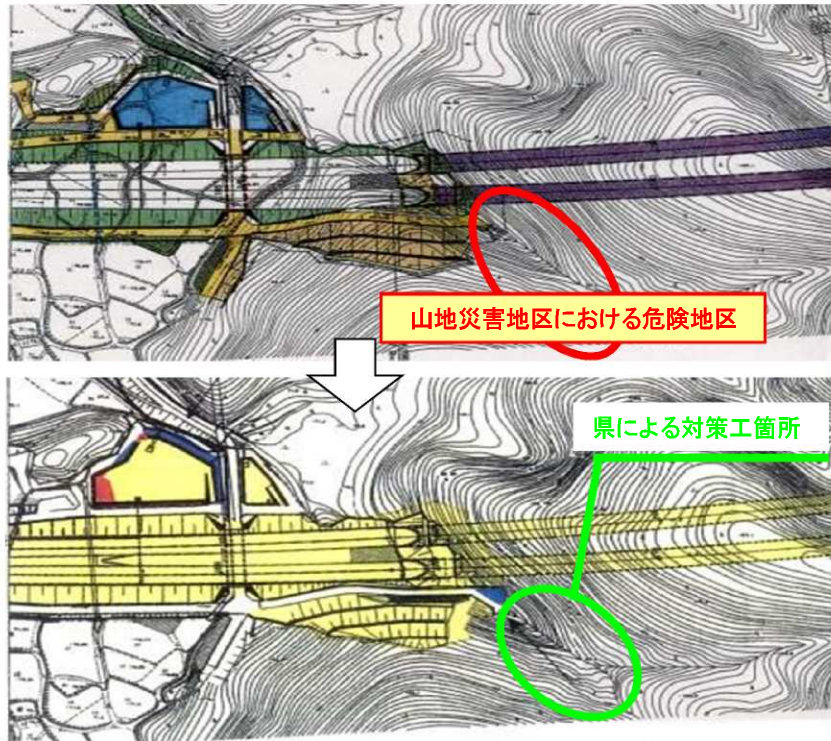


②認定基準別の会社の貢献度

【事例】

協議案件や早期供用案件については、他者の協力なくしては成立しないのではないか？

- 内容：県と事業調整を行い、土石流対策工事の前倒し施工が可能となった
- 縮減額：2,100万円（北関東道（笠間西～友部）） 【県の協力】



- 内容：人道ボックスを近傍のカルバートボックスに統合し、人道ボックスを廃止
- 縮減額：1,300万円（圏央道（海老名～相模原）） 【地元、道路管理者の協力】



[運用見直し]

- ・認定基準の内容別に、会社の貢献度に応じた α をコスト縮減額Nに乘じる

認定基準別の会社の貢献度 [運用イメージ]

経営努力適合性の認定基準		貢献度 α	備考
① 道路の計画、設計又は施工方法を変更			
イ	地権者、関係機関などへの提案及び協議	0.5※	※委員会審議にて協議難度や創意工夫を勘案して、0.25刻みで加減算
ロ	申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫	1.0	現場特有の技術的な創意工夫が卓越したもの
ハ	国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用	1.0	
ニ	国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術の採用	1.0	
② 資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減		1.0	
③ 供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減		0.5※	※委員会審議にて事業特性や社会的便益等を勘案して、0.25刻みで加減算

会社の貢献度（ α ）の加減算の判断ポイント

◇協議案件

- 会社が自発的に変更計画を行ったものか
- 過去に協議を行い合意した計画の変更に伴う再協議か
- 協議に費やした労力（協議内容、協議相手等）
- 際立った創意工夫があるか など



協議の難易度を総合的に判断し貢献度を決定

◇早期供用案件

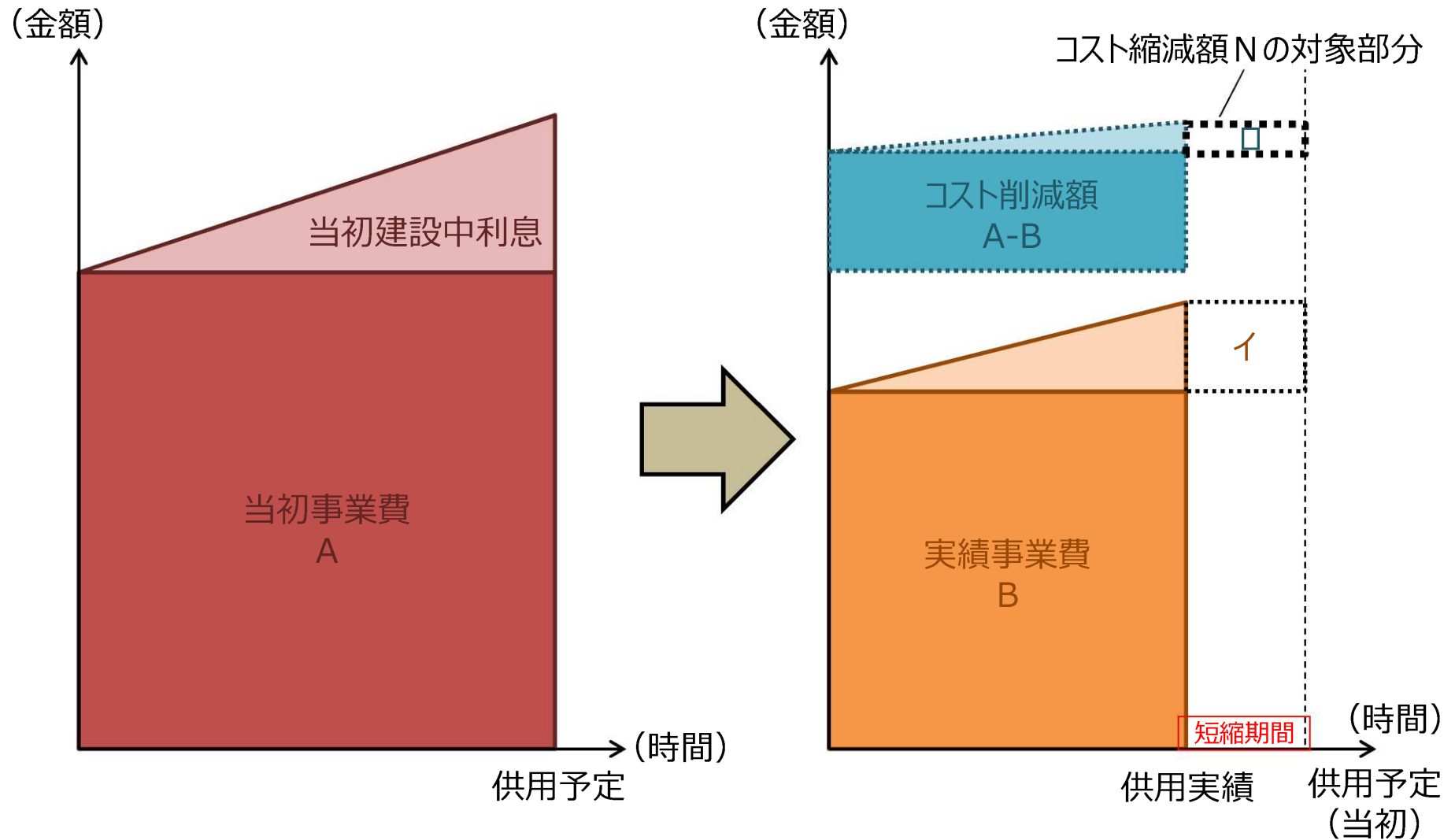
- 事業の特性（ネットワーク化、リダンダンシー、安全性の向上）
- 早期供用によって発現する社会的便益の大きさ



(次回以降の委員会で審議)

早期供用のコスト縮減額（N）の考え方

「供用が早くかつ事業費が安く」できた場合に縮減額が発生



イ：利用者負担軽減にならない部分
 □：利用者負担軽減となる部分



早期供用のコスト縮減額N = (当初事業費 - 実績事業費) × 短縮期間 × 金利

P7